

平成29年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 4法人  
指摘件数 14件

【指摘の内訳】

評議員選任・解任委員会に関する事 3件

(主な内容)

評議員選任・解任委員会委員から就任承諾書を徴収すること。

評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、議事録を作成すること。

評議員に関する事 1件

(主な内容)

評議員の選任は、理事会ではなく評議員選任・解任委員会が行うこと。

理事会に関する事 3件

(主な内容)

理事会の議事録は定款に基づき、理事長(又は理事)及び監事が署名又は記名押印すること。

招集・運営に関する事 3件

(主な内容)

理事会及び評議員会の招集は、開催予定日の少なくとも一週間前までに、議案を示して文書により通知すること。

招集通知を省略する場合は、全員の同意を得ること。また、全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を保存すること。

決算及び計算書類に関する事 2件

(主な内容)

決算に係る理事会の開催日と定時評議員会の開催日は、計算書類等を備え置く期間を設けるため中14日あけること。

その他 2件

(主な内容)

定款及び役員等名簿はインターネットを利用して公表すること。

前会計年度に係る資産総額は、理事会及び評議員会の承認を得て、会計年度終了後3か月以内に変更登記すること。